

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十一年八月十七日

広島県収用委員会

一 送達を受けるべき者

深道澤人 安芸郡音戸町大字音戸九六六〇番地の一

二 送達すべき書類の名称

一般国道四八七号改築工事（藤脇バイパス（広島県呉市倉橋町字小松川地内から同市音戸町藤脇二丁目地内まで））並びにこれに伴う市道及び普通河川の付替工事に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用（使用する土地の面積） (m^2)
		公簿	現況	公簿 (m^2)	実測 (m^2)	
広島県呉市 音戸町藤脇 一丁目	九四〇一番二	宅地	宅地	一二六・六三	一二六・六三	一二六・六三 収用
広島県呉市 音戸町藤脇 一丁目	九四〇一番三	宅地	宅地	七・一九	七・一九	七・一九 収用
広島県呉市 音戸町藤脇 一丁目	九四〇一番四	宅地	宅地	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇 収用
広島県呉市 音戸町藤脇 一丁目	九四〇一番五	宅地	宅地	一三七・五四	一三七・五四	一三七・五四 使用

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局総務管理部土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十一年八月三十一日をもって、その書類の送達があったものとみなされます。